

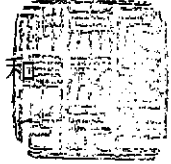
F No. 5・3・0 (甲)

令和元年10月18日

秦野市廃棄物対策審議会

会長 原田 一郎 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(諮問)

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条において別表で定める一般廃棄物の処理手数料のうち動物の死体処理に係る手数料の見直しを行います。

つきましては、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、貴審議会の御意見を伺いたく諮問いたします。